「高浜市自治基本条例 検証中間報告」について みなさんのご意見を、お聞かせください!

「検証中間報告書」17~87 ページに掲載の検証内容に対してご意見のある方は 9月14日(月)までに、高浜市役所総合政策グループ(3階23番)へ 直接・郵送・FAX・メールで提出してください。

氏	名			
住	所			
連 絡 先		TEL		FAX
		E-mail		
条文		意見箇所		意見内容
第	条	①条例の推進状況		
		②成果・課題と今後の 取組みの方向性		
		③条文修正の必要性		
第	条	①条例の推進状況		
		②成果・課題と今後の 取組みの方向性		
		③条文修正の必要性		
第	条	①条例の推進状況		
		②成果・課題と今後の 取組みの方向性		
		③条文修正の必要性		
第	条	①条例の推進状況		
		②成果・課題と今後の 取組みの方向性		
		③条文修正の必要性		
④その他条例推進に向けての自由意見				

〒444-1398 (住所不要) 高浜市役所総合政策グループ TEL 0566-52-1111 (内線 365) FAX 0566-52-1110 E-mail seisaku@city.takahama.lg.jp

いきいき広場、各公民館、各ふれあいプラザ、図書館に設置している「意見投函箱」もご利用ください。